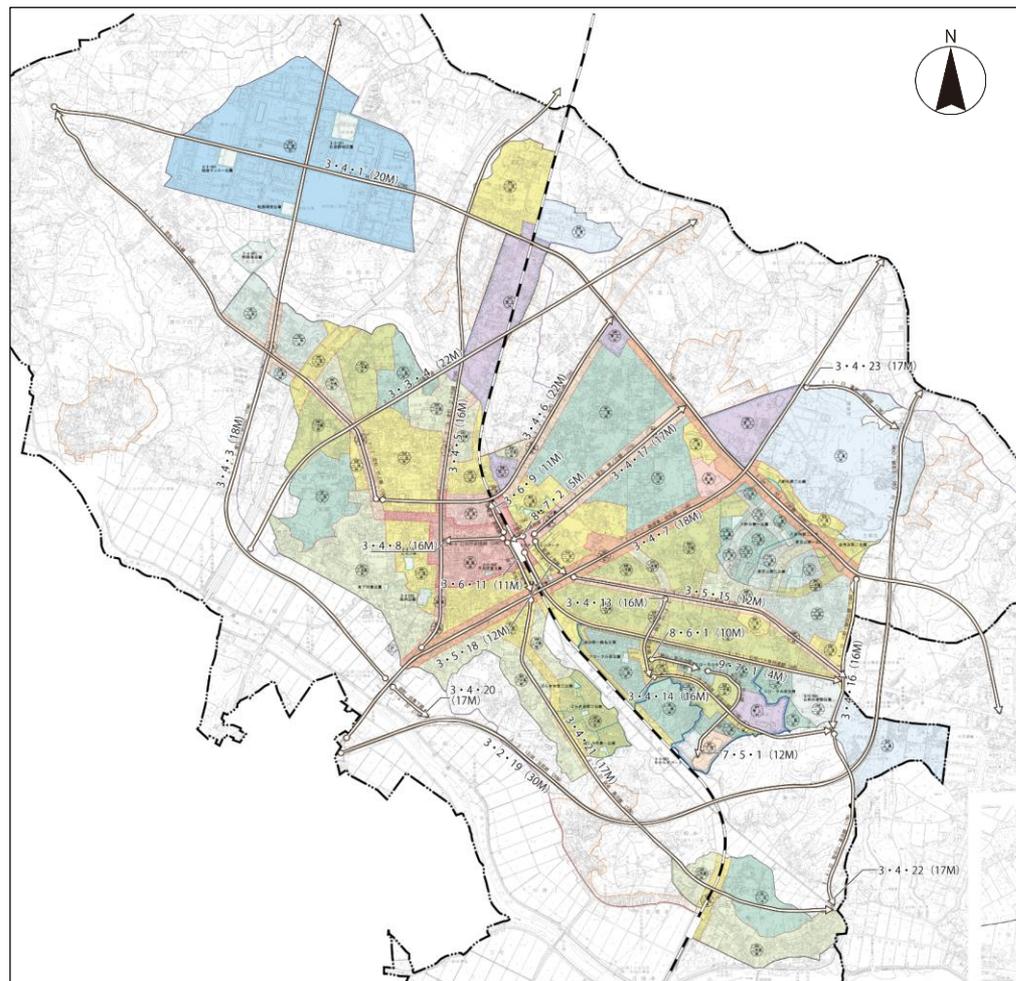


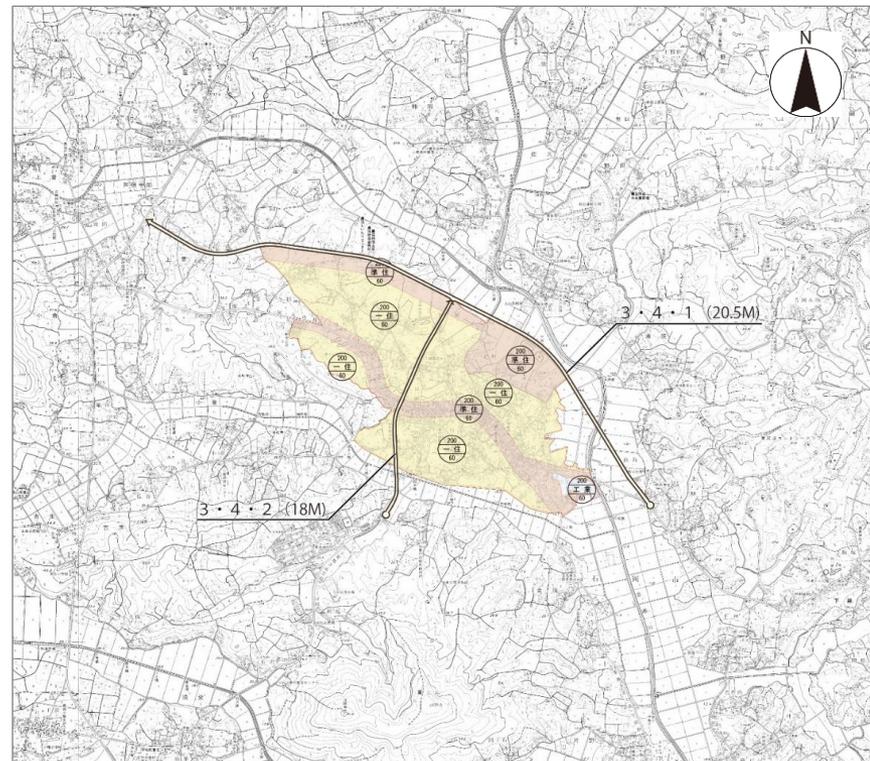
**【諮問第1号】  
石岡都市計画道路の変更**

# 本市の都市計画道路



## 石岡都市計画区域

都市計画道路 25路線



## 八郷都市計画区域

都市計画道路 2路線

# 都市計画道路の再検討

都市計画道路の中には、都市計画を決定されてから長年にわたり事業着手されていない路線が存在しています。

## 「石岡市都市計画マスタープラン」の方針：

長期未着手で実現性や必要性が低い都市計画道路の見直し検討

## 社会情勢やまちづくり方針の変化：

人口減少や厳しい財政状況など、都市計画決定時とは社会経済情勢の変化が生じているため、現在のまちづくりの方針に基づき道路網の見直しが必要



これらの背景から、

都市計画決定後、長期未着手となっている路線の再検討を実施しました。

(『茨城県都市計画道路再検討指針』により、路線の「存続」、「廃止」等の方向性を検討)

# 再検討対象路線

## ■ 石岡都市計画区域：25路線

番号	路線名称	当初決定 年月日	決定 主体	幅員 (m)	延長 (m)
3・4・1	村上・六軒線	S41.3.9	茨城県	20.0	9,000
3・4・2	若松・村上線	S28.5.9	茨城県	16.0	3,930
3・4・3	愛宕下・根当線	S41.3.9	茨城県	18.0	5,700
3・3・4	別所・行里川線	S41.3.9	茨城県	22.0	4,170
3・4・5	幸町・正上内線	S28.5.9	茨城県	16.0	4,610
3・4・6	若松・行里川線	S28.5.9	茨城県	22.0	2,570
3・4・7	駒潜東・曲松線	S36.4.26	茨城県	18.0	5,550
3・4・8	石岡停車場線	S28.5.9	石岡市	16.0	460
3・6・9	停車場・泉橋線	S25.3.31	石岡市	11.0	280
3・6・11	金丸・貝地線	S28.5.9	石岡市	11.0	450
3・4・13	兵崎・大谷津線	S54.4.5	茨城県	16.0	680
3・5・15	山王台・六軒線	S54.4.5	茨城県	12.0	2,230
3・4・16	六軒・新田山線	S54.4.5	茨城県	16.0	1,200
3・4・17	駅前・東ノ辻線	S60.1.17	茨城県	17.0	1,500
3・5・18	駅東1号線	H2.2.15	茨城県	12.0	380
3・2・19	石岡・玉里線	H9.3.3	茨城県	30.0	6,510
3・4・20	幸町・田島下線	H9.3.3	茨城県	17.0	400
3・4・21	貝地・高浜線	H9.3.3	茨城県	17.0	3,720
3・4・22	新田山・高浜線	H9.3.3	茨城県	17.0	1,430
3・4・23	蓬来・傾城線	H9.3.3	茨城県	17.0	850
7・5・1	新池台・外山線	S61.1.7	石岡市	12.0	930
8・6・1	駒込・新池台線	S61.1.7	石岡市	10.0	400
8・7・2	石岡駅東西自由通路	H24.2.1	石岡市	5.0	100
9・7・1	石岡バス専用道線	H21.8.25	石岡市	4.0	2,730

## ■ 八郷都市計画区域：2路線

番号	路線名称	当初決定 年月日	決定 主体	幅員 (m)	延長 (m)
3・4・1	上林・上曽線	H10.5.14	茨城県	20.5	4,190
3・4・2	館・新宿線	H10.5.14	茨城県	18.0	1,580

凡例

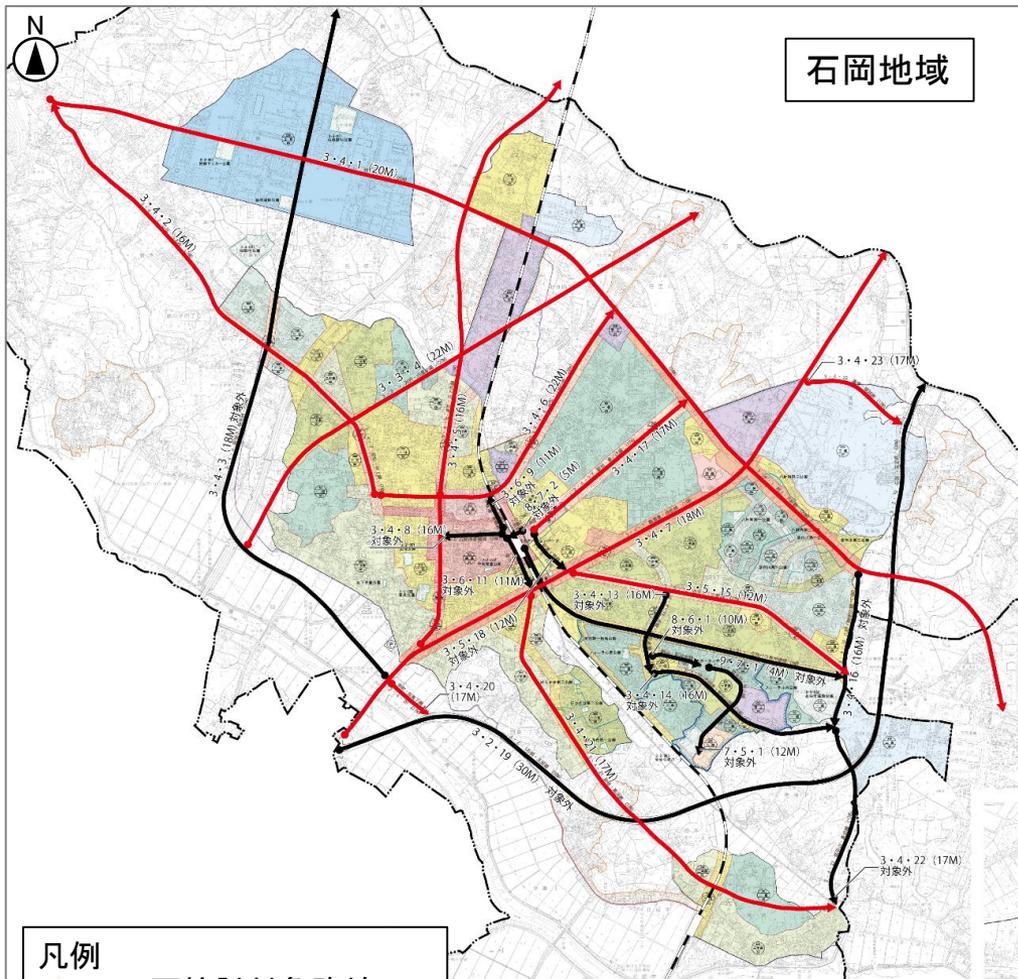
 再検討対象路線

### 【都市計画道路再検討の対象路線】

**長期未着手路線 13路線**

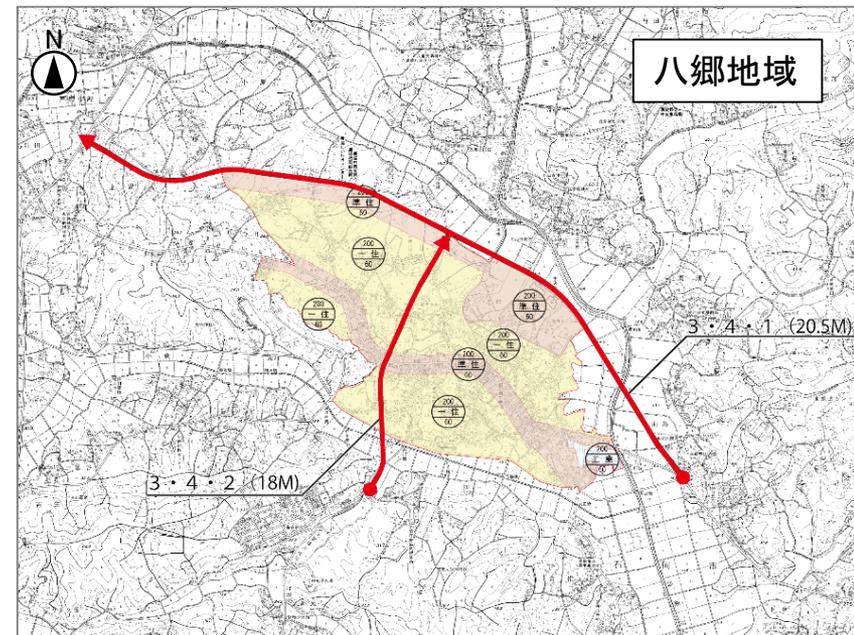
※当初都市計画決定後20年以上未着手と  
なっている区間を有する路線

# 再検討対象路線



## 再検討対象路線：13路線

- ・石岡都市計画：11路線
- ・八郷都市計画：2路線



# 再検討の流れ

## 路線の評価・道路再編案の作成

県の指針に基づき対象路線を  
評価し必要性を検証

### 再検討カルテの作成による評価

- |   |   |
|---|---|
| ① 上位計画による路線の位置付け                            | ④ 事業化に支障となる要因の検証<br>(住民等の意向, 地形地物及び物理的制約) |
| ② 道路機能の検証 (ネットワーク性, 交通機能,<br>空間機能, 市街地形成機能) | ⑤ 道路構造令との整合                               |
| ③ 対象路線の代替道路の有無                              | ⑥ 整備方針の検討                                 |

再編道路網案の作成

再編道路網案の適切性の検証 (交通処理, 道路配置, 道路密度)

総合評価 (※評価内容について, 県関係機関協議, パブリックコメント等実施)

## 都市計画変更の手続き

住民説明会, 公聴会, 案の縦覧, 都市計画審議会 など



# 都市計画道路の再編案

## 再検討対象路線：13路線

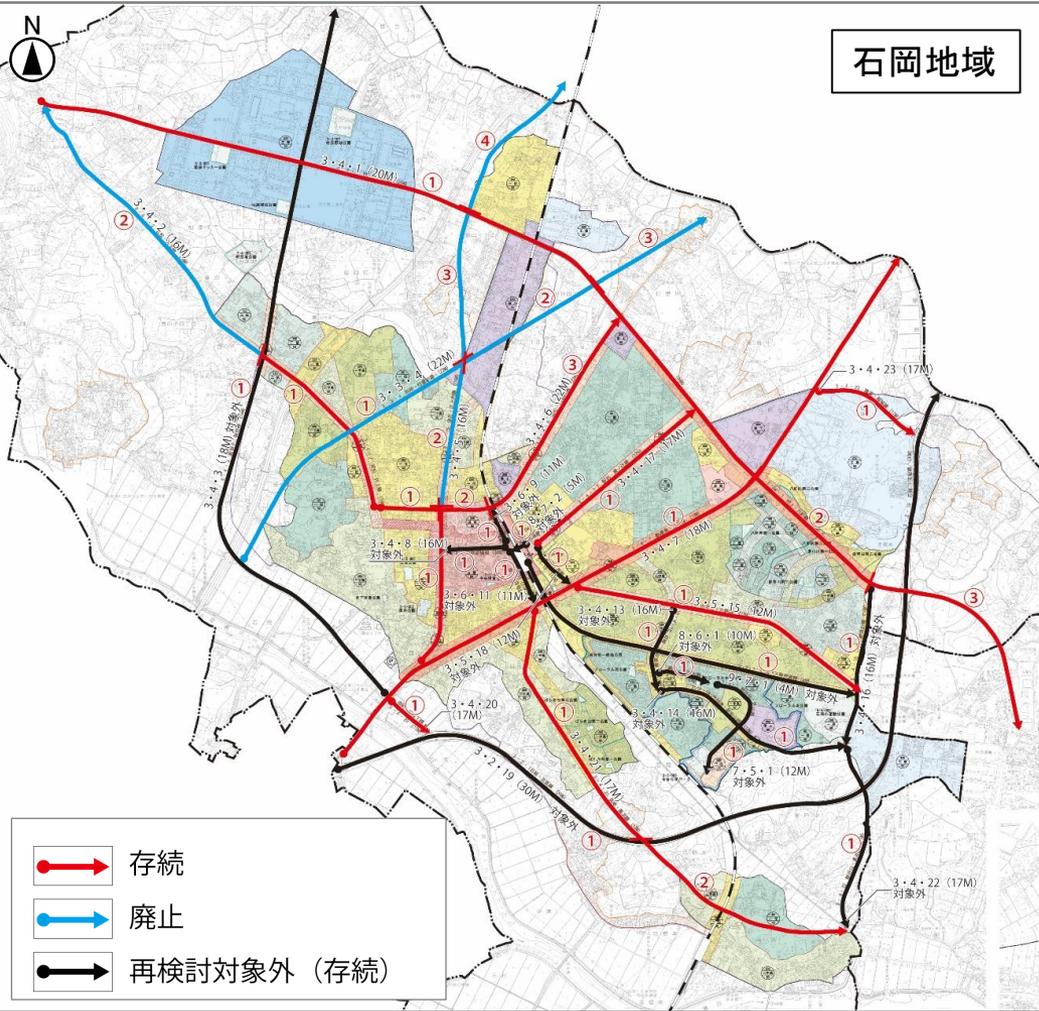
計画を存続する路線：10路線

廃止する路線：3路線

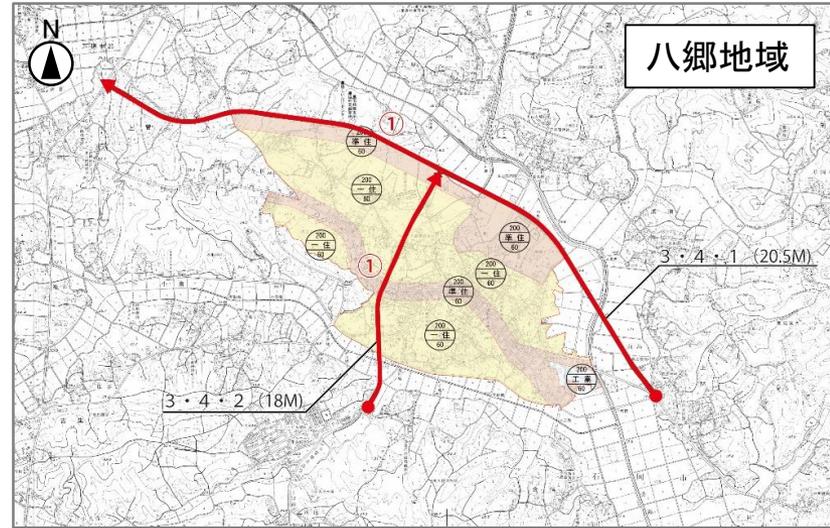
全区間廃止：1路線

一部区間廃止：2路線

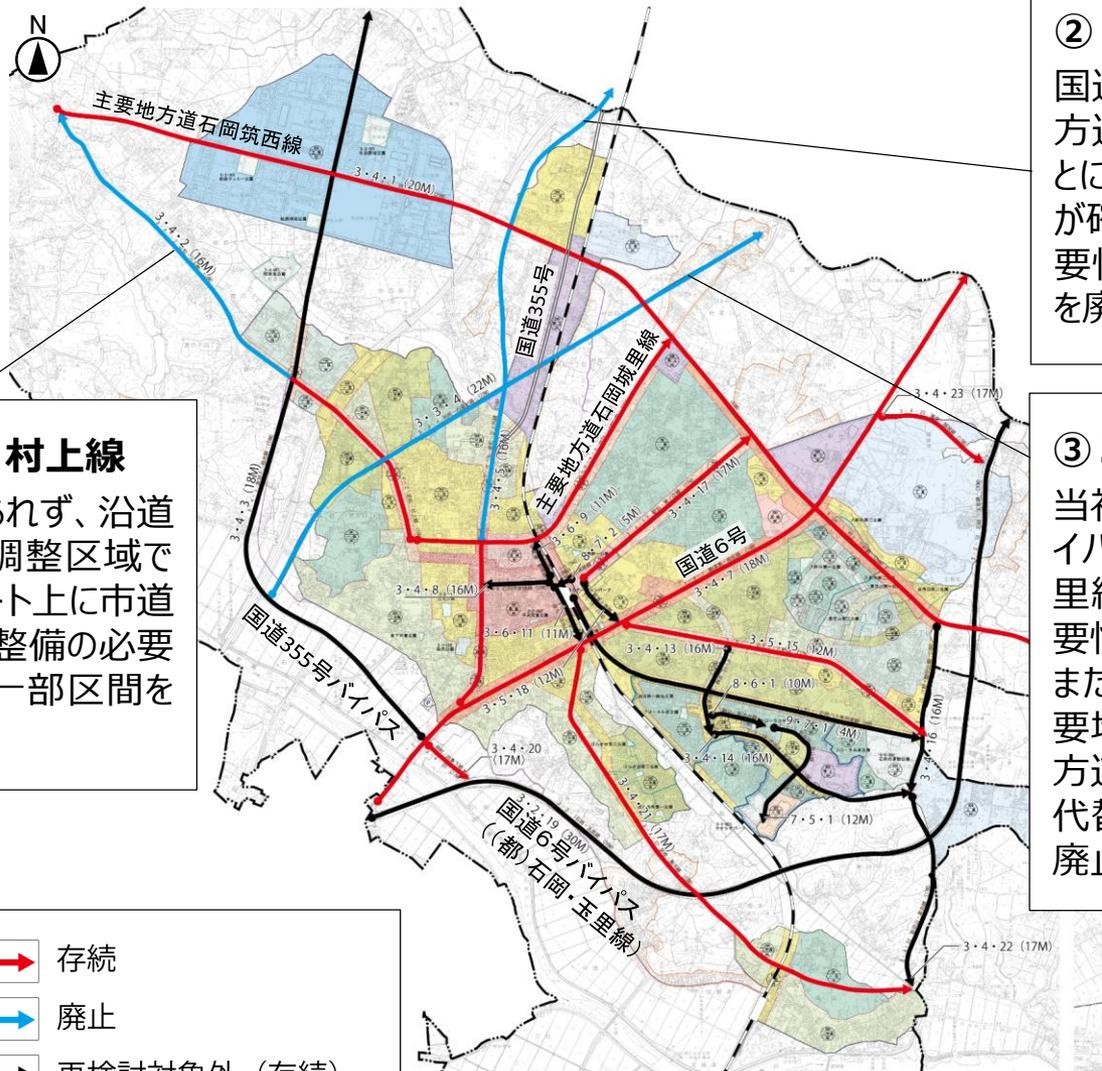
石岡地域



八郷地域



# 変更理由



## ① 3・4・2 若松・村上線

市街地の拡大が見られず、沿道の大部分が市街化調整区域であることや、すでにルート上に市道が存在することから、整備の必要性が低下したため、一部区間を廃止します。

## ② 3・4・5 幸町・正上内線

国道355号バイパス及び主要地方道石岡城里線が整備されたことにより、廃止区間の交通機能が確保されたことから、整備の必要性が低下したため、一部区間を廃止します。

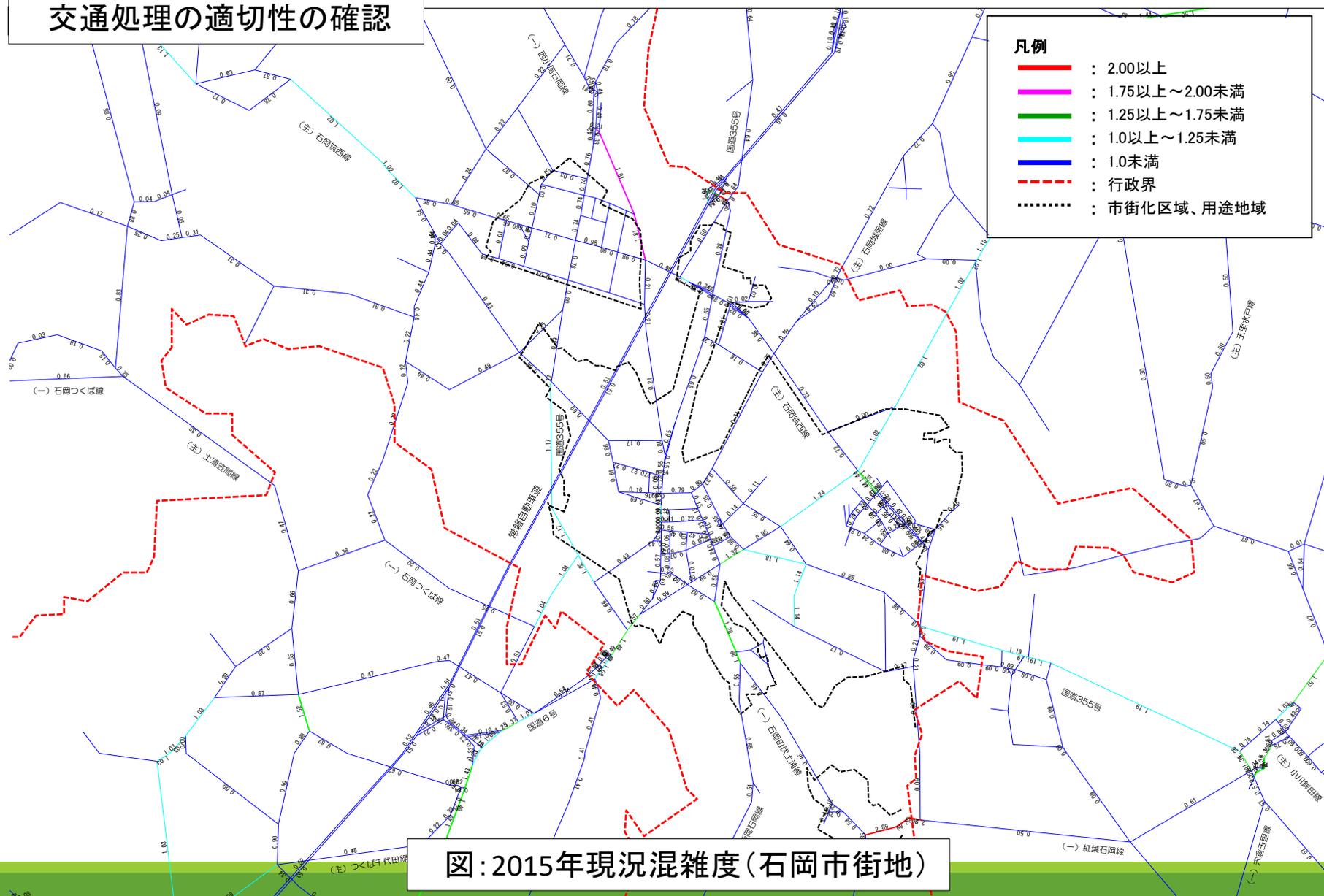
## ③ 3・3・4 別所・行里川線

当初想定されていた国道6号バイパスの機能が、(都)石岡・玉里線に移転したため、整備の必要性が低下しています。また、国道355号バイパス、主要地方道石岡筑西線、主要地方道石岡城里線により、ルートの代替が可能であるため、全区間廃止します。

-  存続
-  廃止
-  再検討対象外 (存続)

# 再編道路網案の適切性の検証（現況交通量）

## 交通処理の適切性の確認



# 再編道路網案の適切性の検証（将来交通量）

## 交通処理の適切性の確認



# 都市計画道路の変更(案)

(変更前) 3・4・2若松・村上線  
 ⇒ (変更後) 3・4・2若松・鹿の子線

変更前	W = 16m	L = 3,930m	2車線
変更後	W = 16m	L = 1,430m	2車線

**【変更内容】**

- 一部区間廃止
- 区間廃止に伴う路線名称・延長の変更

**【廃止区間の状況】**

全区間未整備。現道（市道A1396号線）あり



**3・4・2若松・鹿の子線**

# 都市計画道路の変更(案)

(変更前) 3・4・5 幸町・正上内線  
⇒ (変更後) 3・4・5 幸町・香丸線

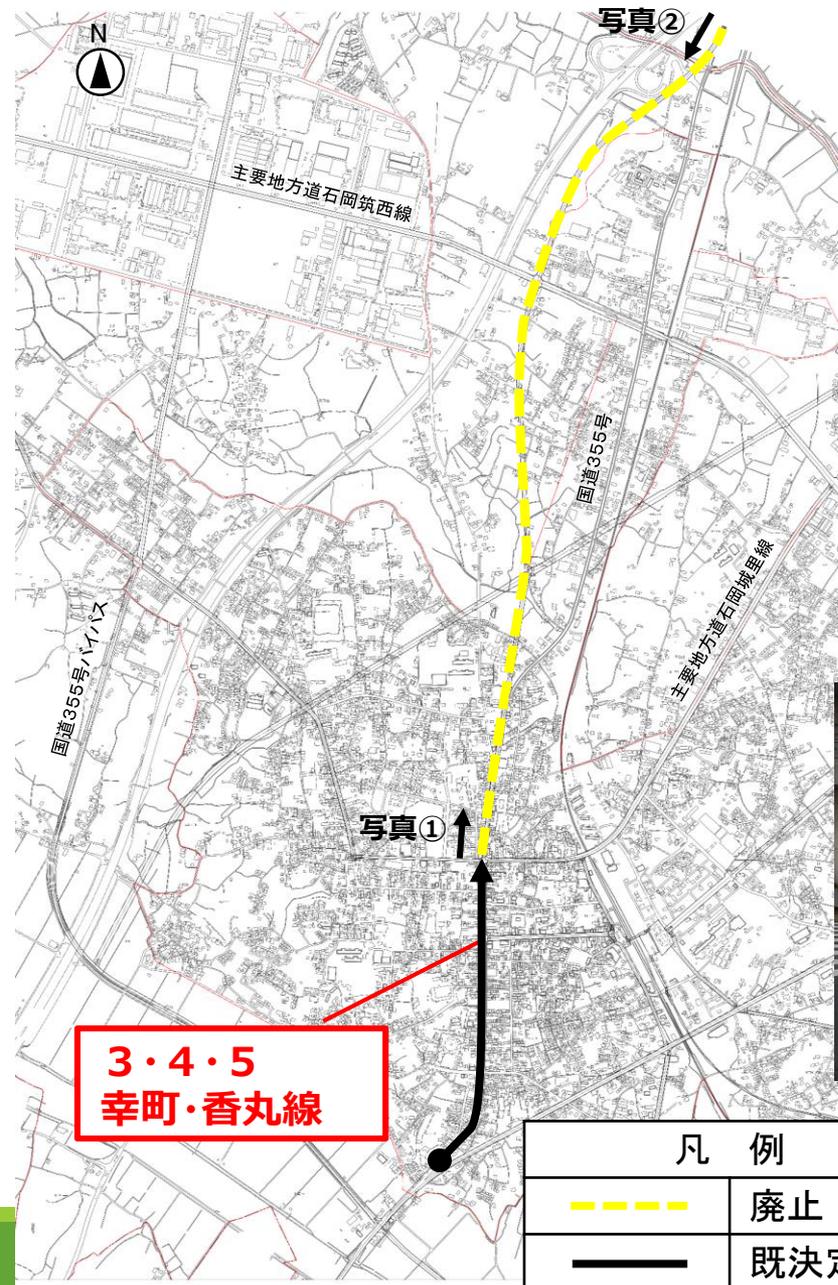
変更前	W = 16m	L = 4,610m	—
変更後	W = 16m	L = 1,170m	2車線

## 【変更内容】

- 一部区間廃止
- 区間廃止に伴う路線名称・延長の変更

## 【廃止区間の状況】

主要地方道石岡筑西線以北は整備済。それ以外は未整備



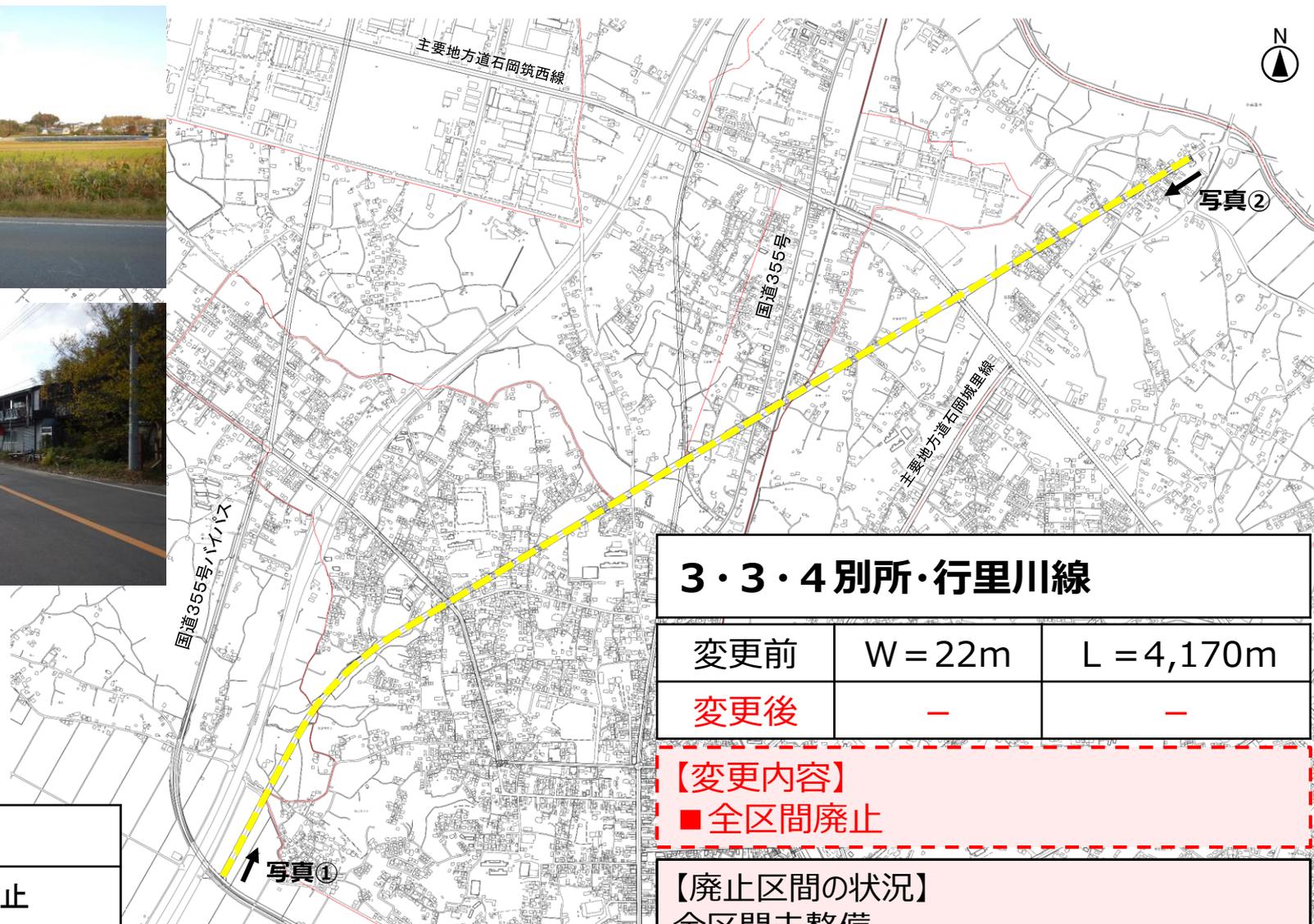
凡 例	
--- (Yellow dashed line)	廃止
— (Solid black line)	既決定

# 都市計画道路の変更(案)

写真①



写真②



## 3・3・4 別所・行里川線

変更前	W = 22m	L = 4,170m
変更後	—	—

### 【変更内容】

■ 全区間廃止

### 【廃止区間の状況】

全区間未整備

凡 例

--- 廃止

# 都市計画変更の経緯

時 期	実施内容	備 考
令和3年6月23日	住民説明会開催	市民5名出席 (反対意見なし)
(公述申出:7月19日~27日) 8月 3日	公聴会(開催中止)	公述申出がなかったため 開催中止
9月27日 ~10月11日	都市計画変更案の縦覧	意見書提出なし
11月 9日	石岡市都市計画審議会(諮問)	
11月中旬 ~下旬	県本協議	
11月末	都市計画変更告示	